

宮崎県協同農業普及事業の実施に関する方針

令和8年3月
宮 崎 県

目 次

| | |
|-----------------------------------|---|
| 第1 基本的な考え方 | 1 |
| 1 普及指導員の役割 | 1 |
| 第2 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項 | 1 |
| 1 普及指導活動の基本的な課題 | 1 |
| (1) 人材の育成と支援体制の構築 | 2 |
| ア 次代を担うみやざきアグリプレーヤーの確保・育成 | 2 |
| イ 産地サポート機能を有する新たな体制の構築 | 2 |
| (2) みやざきアグリフードチェーンの実現 | 2 |
| ア スマート生産基盤の確立による産地革新 | 2 |
| イ 産地と流通の変革を生かした販売力の強化 | 2 |
| ウ 産地とマーケットをつなぐ流通構造の変革 | 3 |
| (3) 力強い農業・農村の実現 | 3 |
| ア 次世代に引き継ぐ魅力あふれる農山村づくり | 3 |
| イ 持続的で安全・安心な農業・農村づくり | 3 |
| (4) その他 | 3 |
| ア 農作業安全対策の推進 | 3 |
| イ 大規模自然災害等への対応の推進 | 3 |
| 2 普及指導活動の効率的・効果的な実施 | 4 |
| (1) 農業者に対する支援の充実・強化 | 4 |
| ア 普及指導活動の重点化 | 4 |
| イ ICT等を活用した普及指導活動の展開 | 4 |
| ウ 農業者等に対する積極的な情報提供 | 4 |
| (2) 食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化 | 4 |
| ア 関係機関・団体等との連携強化 | 4 |
| イ 先進的な農業者等との連携強化 | 5 |
| (3) 試験研究機関等との連携強化 | 5 |
| (4) 都道府県間の連携 | 5 |
| (5) 普及活動指導計画の策定と評価 | 5 |
| ア 普及指導活動計画の策定 | 5 |
| イ 普及指導活動計画の評価 | 6 |
| ウ 重点プロジェクト計画の策定及び評価 | 6 |
| (6) 調査研究の適切な実施 | 6 |
| 第3 普及指導員の配置に関する基本的事項 | 6 |
| 1 普及指導員の配置 | 6 |
| (1) 配置に関する考え方 | 6 |

| | | |
|----|-------------------------------|----|
| 2 | 農業革新支援専門員の配置 | 7 |
| | (1) 配置に関する考え方 | 7 |
| | (2) 業務内容 | 7 |
| 第4 | 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項 | 7 |
| 1 | 人材育成計画 | 7 |
| 2 | 向上を図るべき資質 | 7 |
| 3 | 資質向上の方法 | 8 |
| | (1) 人材育成計画に基づく研修の実施 | 8 |
| | (2) 多様な機関等との連携 | 8 |
| 第5 | 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化 | 8 |
| 1 | 研修教育の内容の充実強化等 | 8 |
| | (1) 学生のニーズに応じた研修教育の実施 | 8 |
| | (2) 実践力が高まる研修教育の実施 | 9 |
| | (3) 指導職員の指導力向上及び外部講師の活用 | 9 |
| | (4) 農業者研修教育の高度化 | 9 |
| 2 | 就農支援の取組の推進等 | 9 |
| | (1) 就農支援の取組強化 | 9 |
| | (2) 学生や研修生に対する就農への意識付け | 9 |
| | (3) 卒業生へのフォローアップ | 10 |
| 3 | 農業高校等の生徒への研修機会の提供等 | 10 |
| 4 | 社会人等への研修機会の提供等 | 10 |
| | (1) 幅広い世代の就農希望者への研修機会の提供 | 10 |
| | (2) 新規就農者等の定着を図る取組 | 10 |
| 5 | 県立農業大学校等の学生等以外の就農希望者に対する研修の補完 | 10 |
| 6 | 先進的な農業者等による外部評価の実施 | 11 |
| 第6 | その他協同農業普及事業の運営 | 11 |
| 1 | 海外技術協力への対応 | 11 |
| 2 | その他 | 11 |
| | 用語説明 | 12 |
| | 別表 | 13 |

第1 基本的な考え方

本県の協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、農業改良助長法（昭和23年法律第165号。以下「法」という。）の規定に基づき、国と協同して専門の職員として普及指導員を置き、農業の持続的な発展及び農村の振興を図るとするものであり、昭和23年の協同農業普及事業制度発足以来、防災営農や暖地営農むらづくり、みやざきブランドの確立、食の安全・安心など、本県農業・農村の発展に大きな役割を果たしてきた。

県では令和3年3月に「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」（以下「八次長期計画」という。）を策定し、10年後の将来像として「持続可能な魅力あるみやざき農業」を実現するため、「新防災（あらゆる危機事象に負けない農業）」及び「スマート化（賢く稼げる農業）」の2つをキーワードとし、「“農の魅力を生み出す”人材の育成と支援体制の構築」、「“農の魅力をお届け”みやざきアグリフードチェーン※¹の実現」「“農の魅力を支える”力強い農業・農村の実現」の3つの視点で、各種施策を展開しているところである。また、令和8年度からの後期計画においては、新たに重点プロジェクトとして「次代を担う人材・体制づくり」、「生産性の高い農業の展開」、「持続性の高い農業・農村の実現」を掲げ、重点的かつ横断的に取り組むとともに、農業団体等と県との連携強化により、自ら課題を解決できる実践力を持った農業者の育成及び産地や農業者の課題に対する確かな支援ができる指導者の育成を一体的に行う取組を強化しながら、産地力の強化と農業者の所得向上を図ることとしている。

このような状況を踏まえ、普及事業が本県農政の重要課題に的確に対応するため、法第7条第8項に基づき「宮崎県協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）を改正し、普及指導員が、多様な関係者との密接な連携を図りながら、その職務を通じて、担い手の育成・確保や農業者の所得向上、産地力の強化及び地域の活性化等、地域農業の総合的な発展を支援する役割を果たすよう、効果的な普及指導活動を展開するものとする。なお、各年度における重点取組事項については、別途「普及指導活動の推進方針」として定める。

1 普及指導員の役割

普及指導員（運営指針第3の2の農業革新支援専門員を含む。以下同じ。）は、その活動において、地域を俯瞰しつつ技術を核として「スペシャリスト機能※²」及び「産地のプロデュース機能※³」を発揮し、担い手の育成・確保、農業者の所得の向上や地域農業の維持・発展に向け、生産・流通面等における革新を総合的に支援するものとする。

第2 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項

1 普及指導活動の基本的な課題

普及指導活動の基本的な課題は、運営指針に掲げる基本的な課題である、①担い手の育成・確保、②スマート農業技術、農業支援サービスの活用等による農業の生産性向上と生産基盤の強化、③みどりの食料システム戦略の推進、④食料の安定供給の確保、⑤農村の振興

を基本としつつ、八次長期計画に基づき、「人材の育成と支援体制の構築」、「みやざきアグリフードチェーンの実現」、「力強い農業・農村の実現」の3項目とする。

なお、具体的な取組内容は別表のとおりとし、地域の実情に即して積極的に取り組む。

(1) 人材の育成と支援体制の構築

ア 次代を担うみやざきアグリプレーヤー^{※4}の確保・育成

担い手の減少が進む中であっても、持続可能な農業を展開するため、これまでの「担い手（農業経営者）」に雇用人材を加えた人材を「みやざきアグリプレーヤー」と位置づけ、様々な就農ルートの確保や魅力ある農業者の姿を発信することにより、多様な人材を幅広く確保する。

また、農業団体等と連携の下、新規就農支援や普及指導体制を強化しながら、担い手等の発展ステージ（新規就農、認定農業者、法人等）に応じた研修などを通じ、魅力ある「みやざきアグリプレーヤー」を育成し、更にその姿を広く発信することで、職業として多くの人に選ばれる農業へ変革する。

イ 産地サポート機能を有する新たな体制の構築

新規就農者の育成や労働力の調整、技術や農地・施設等の経営資源承継、生産面での連携による地域農業の維持・発展に向けて、JA部会や集落営農組織、法人経営体、生産支援組織^{※5}等が協力し、農業情報の共有とマッチング等を行う「産地サポート機能」の充実・強化に取り組む。

(2) みやざきアグリフードチェーンの実現

ア スマート生産基盤^{※6}の確立による産地革新

地域の農業・農村を守りながら、稼げる農業を実現するために、スマート農業技術の確立・普及を進めるとともに、農業支援サービス事業者の育成・活用等による生産性向上や、地域計画の実現等に向けた農地の集積・集約化、農地の区画拡大や汎用化、畑地かんがいによる生産環境整備、分業生産体制の構築によって、効率的で持続的なスマート生産基盤を構築する。

また、宮崎の強みを発揮できる推進品目の絞り込みや、周年供給体制の構築に加え、産地加工機能の強化や出荷予測など生産情報の見える化により、多様なニーズに適応した産地振興を推進する。

イ 産地と流通の変革を生かした販売力の強化

出荷予測等の取組をフル活用した計画販売の実践、加工・業務用需要の増大などの社会構造の変革に対応したブランディングの構築、拡大する海外市場の獲得に向けた戦略的輸出体制の整備により、本県農業の販売力を強化する。

ウ 産地とマーケットをつなぐ流通構造の変革

選果場等の供給拠点の集約など、農産品物流の効率化等による輸送環境の改善を図るとともに、生産から流通・販売まで、サプライチェーンを構成する各段階で、新技術の積極的な活用による対策の連鎖を促進し、産地とマーケットをつなぐ流通構造を変革する。

(3) 力強い農業・農村の実現

ア 次世代に引き継ぐ魅力あふれる農山村づくり

地域計画をはじめとした集落の将来像を意識しながら、農村集落の多様な人材が経験を生かし、集落運営に積極的に参画することで、基幹産業である農業を活性化するとともに、他の産業と組み合わせた所得・雇用の確保を図ることで、賑わいのある魅力あふれる農山村づくりを推進する。

また、農山村の魅力を国内外に発信し、受け入れ体制を構築することで移住者や関係人口の創出を図る。

イ 持続的で安全・安心な農業・農村づくり

本県農業が持続的に発展するため、エネルギーや飼料生産分野での耕畜連携に加え、強靱な生産基盤、家畜・植物防疫、農業セーフティネット、情報発信等により、あらゆるリスクに備える新防災営農を構築するとともに、みどりの食料システム戦略の推進による環境に優しい農業を展開し、持続的で安全・安心な農業・農村を実現する。

(4) その他

ア 農作業安全対策の推進

農業分野では、他産業と比較して就業者 10 万人当たりの死亡事故者数が多く、その 6～7 割が農業機械によるものである。近年の異常高温等の発生により熱中症による死亡事故も増加傾向にあり、農業の持続的発展のためには、農業者の安全意識向上と農作業安全対策がますます重要となっていることから、関係機関等と連携した農作業安全研修の開催などを通じ、農作業安全対策を強化する。

イ 大規模自然災害等への対応の推進

気候変動等による自然災害の頻発化、激甚化に備え、農林水産省が策定・公表した「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」の活用等を推進することで、被害軽減やセーフティネット加入等の意識醸成を促す。また、台風や豪雨などで被害が予想される場合は農業者への技術指導を強化するとともに、実際に被害が発生した際には、関係機関等と連携し、支援情報提供を通じて、農業経営の早期復旧と営農再開を強力で支援する。

2 普及指導活動の効果的・効率的な実施

運営指針第2の2の1に掲げる「基本的な課題に対応した取組の推進方向」も踏まえながら、さらに、普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、次の事項に留意する。

(1) 農業者に対する支援の充実・強化

ア 普及指導活動の重点化

普及指導活動の対象は、地域の実情に応じて、認定農業者等の経営改善に意欲的な農業者、法人化等への発展を目指す集落営農組織、認定新規就農者等、10年後を見据え地域農業を牽引する農業経営者や農業法人、産地の維持・強化に必要な組織等（以下「普及支援対象」という。）とする。普及指導員は、普及指導活動の基本的な課題に即し、主体的に取り組むべき地域課題を明確にした上で、取組の必要性及び緊急性等を考慮し、普及支援対象や関係機関・団体とのコンセンサスを得て普及指導活動計画を作成し、各関係機関・団体の役割分担を明確化した上で支援の重点化を図る。

イ ICT等を活用した普及指導活動の展開

普及指導活動におけるICTやAIの活用は、携帯端末機器等の現地活動への携行による即時の情報提供に加え、普及組織内や関係機関・団体、農業者等とのデータの交換・共有等による普及指導活動の効率化・高度化に有効であるため、情報セキュリティを確保しながら、ICTの積極的な導入と、これを活用した普及指導活動を展開する。

ウ 農業者等に対する積極的な情報提供

調査研究活動及び普及指導活動を通して把握した現地情報やデータ、関係機関・団体と共有化した情報などの各種情報を、農業者等が効率的に活用できるようデータベース化して蓄積し、農政水産部のホームページ「宮崎県農業・水産業ナビ～ひなたMAFIN～」等を活用しながら提供するとともに、消費者に対しては、必要に応じ農業に対する理解促進のため積極的な情報提供を行う。

(2) 食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

ア 関係機関・団体等との連携強化

普及指導員は、人口減少下において、地域農業の発展や農村の振興に向けた課題解決を図るため、行政機関、研究機関、農村型地域運営組織、農業協同組合、教育機関に加え、生産資材関係事業者、食品等事業者、消費者等の関係者（以下「食料システム関係者」という。）による有機的な連携強化の推進に向け、多様な関係者・関係機関間のコーディネート役を担うことで産地のプロデュース機能を発揮し、連携と協力を促進するための機会の創出等に向けた支援を行う。特に、農業者に関する豊富な情報を有する農業

協同組合等の関係機関・団体との連携においては、各種部会や各種協議会等との連携強化に努める。

イ 先進的な農業者等との連携強化

先進的な農業者や生産者組織等の地域リーダーとの意見・情報交換を密にし、新規就農者の育成や農業者等が持つ先進的技術の普及、実証ほの設置等による地域モデルの育成、スマート農業や有機農業の推進などにあたって、これら先進的な農業者等との協働に努める。また、将来の地域リーダー等の育成に努める一方で、農業者が独自に培ってきた技術・ノウハウ等の知的財産の保全に十分留意する。

(3) 試験研究機関等との連携強化

普及指導活動の実施に当たっては、県の試験研究機関や県立農業大学校との密接な連携により一体的な取組に努める。

特に、試験研究機関からの技術情報や課題解決策の提供は普及指導活動に欠かせないものであると同時に、普及指導活動で得られた現場課題を研究開発に反映させるためにも、普及指導活動と研究開発の一体的な取組は重要である。農業革新支援専門員をはじめとする普及指導員は、日頃から現場課題、技術の改善すべき点、ニーズの把握等に努め、これらを踏まえ、より実用性の高い技術の開発に向け、試験研究機関に対して積極的に情報提供し、意見交換を行う。

また、試験研究機関が現場での実証試験や農業者に対する技術指導を行う際には、積極的に参画し、最新の農業技術動向等についての知見を得るとともに、当該現場実証等の効果的な推進や有益な成果の普及を図る。

さらに、農業大学校と連携して、卒業後に就農する意向の学生への就農相談の充実を図るとともに、農業大学校のプロジェクト学習や教育の高度化に向けた各地域の先進的な取組に関する現地情報の共有や現地における学習への参画に努める。

(4) 都道府県間の連携

都道府県間の普及指導員による相互の技術協力については、県域をまたがる共通課題について、技術情報の取り扱い等に注意した上で、農業革新支援専門員ネットワーク会議等を通じた連携活動や情報の共有化を行う。

(5) 普及活動指導計画の策定と評価

ア 普及指導活動計画の策定

普及指導活動計画は、八次長期計画において地域毎に策定する「地域プラン」において、普及指導活動の目標や普及支援対象、活動方法、活動に要する普及指導員の配置及

び関係機関の役割分担等の活動体制を記載するものとし、5年間の基本計画及び年度毎の年度計画を策定する。

計画策定に当たっては、支庁・振興局内で十分に検討を行うとともに、地域の農業者、関係機関・団体を交えた課題抽出検討や合意形成を経るなど、地域課題のニーズを把握した上で策定するものとする。なお、課題や対象の選定については、地域の実情に応じ、必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

イ 普及指導活動計画の評価

普及指導活動の評価に当たっては、普及指導活動の具体的な方法とその成果等について記録を適切に行い、実績として取りまとめ、必要性や有効性、効率性等の観点から内部評価を行うとともに、農業者の代表や多様な関係者等を含めた委員による外部評価を実施し、その結果を公表するものとする。

普及指導活動の実績とその評価は、その後の普及指導活動がより効果的かつ効率的に行われるよう次年度以降の普及指導活動計画の策定や具体的な普及指導活動の見直しに活用する。

ウ 重点プロジェクト計画の策定及び評価

重点プロジェクト（運営指針第2の2に規定する重点プロジェクト）は、農業革新支援専門員が中心となり、集積した技術・情報を活用し、地域農業の重要な課題解決に向けて、食料システム関係者等の多様な関係者との連携を要するものや県域あるいは複数の普及センターをまたがる広域的な取組について、関係者等と十分に連携を図り、計画を策定する。また、活動の実績について内部評価を行い、その後の普及指導活動がより効果的かつ効率的に行われるよう見直しを図るものとする。

（6）調査研究の適切な実施

普及指導員は、調査研究等の取組を普及指導活動の充実強化及び普及指導員の資質向上に有効に活用するとともに、その成果発表や共通課題の検討、情報交換等の研究会活動の充実に努める。また、得られた成果は適切に記録し、後日の活用に備える。

第3 普及指導員の配置に関する基本的事項

1 普及指導員の配置

（1）配置に関する考え方

地域における普及指導活動を実施するため、活動拠点及び地域における総合的な営農相談窓口として、法で規定する「普及指導センター」として農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）を8か所（うち2か所に駐在所各1）設置し、普及指導員を西白杵支庁及び各農林振興局に配置する。

その配置については、農業者の高度かつ多様なニーズに応えられるような組織体制のもと、横断的な地域課題に対しては、専門を超えたプロジェクトチーム編成による品目横断的な活動が行える体制構築に努める。

2 農業革新支援専門員の配置

(1) 配置に関する考え方

普及指導員のうち高度な専門性や経験等を有し、各分野の普及指導活動を総括し、国及び都道府県レベルの関係機関・団体等との調整能力に優れた普及指導員（以下「専技」という。）を総合農業試験場内に設置した専門技術センター及び鳥獣被害対策支援センターに配置する。

なお、本県の専技は、運営指針第3の2に規定する「農業革新支援専門員」とし、専門技術センターは、同方針第5に規定する「農業革新支援センター」とする。

(2) 業務内容

専技は、県内全域を管轄区域として、主要な農政分野・技術分野ごとに、次に掲げる業務を行うものとする。

- ア 普及指導員及び営農指導員等の資質向上、普及方法の高度化
- イ 普及指導活動の総合的な企画立案・総括・調整・指導
- ウ 試験研究、教育、行政及び食料システム関係者等関係機関・団体との連携
- エ 重点プロジェクトの企画・調整・実施
- オ 調査研究の実施及び企画調整
- カ 研究開発への参画、政策課題への対応
- キ 先進的農業者等からの高度かつ専門的な相談への対応
- ク 都道府県間の連携

第4 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

1 人材育成計画

普及指導員は、農業分野における技術革新や農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業が抱える課題に的確に対応できるよう、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた「宮崎県普及指導員等人材育成計画（以下「人材育成計画」という。）」に基づき、必要な資質の向上を図る。

2 向上を図るべき資質

普及指導員は求められる機能を発揮するため、農業及びその経営に関する基礎から高度な技術及び知識、地域農業における課題の明確化と課題解決への支援に関する技術及び知識、普及指導活動の手法（新技術導入・普及を図る手法、多様な農業者に接しコミュニケーション

ンを図る手法、食料システム関係者等の地域内外の幅広い関係者と連携を構築するためのファシリテーション能力やその手法及び地域計画の実現に向けた取組や地域農業について将来の展望に基づいた戦略を立案する手法等)を修得することにより資質向上を図るものとする。

また、農業者に対する的確な情報提供及びマーケティングや知的財産などに関する支援を行うため、これらに必要な技術や知識の修得を図るものとする。

3 資質向上の方法

(1) 人材育成計画に基づく研修の実施

普及指導員の資質向上に当たっては、「人材育成計画」に基づき、職務経験年数並びに技術及び知識の修得状況に応じた継続的な研修を計画的に実施する。

研修は目的及び対象者等に応じて集合研修のほか、ICT等を活用したオンライン研修やOJT等を行うほか、国や関係団体や民間企業等が行う研修を有効に活用し、専技の役割を担うことができる人材が育成されるよう配慮するものとする。

(2) 多様な機関等との連携

研修実施に当たっては、農業協同組合等の関係機関・団体との連携を図りながら、それぞれの特性を活かした役割分担に基づく一体的かつ体系的な研修体制の整備を図り、人材を育成する。

第5 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化

1 研修教育の内容の充実強化等

県立農業大学校及び農業総合研修センター（以下「県立農業大学校等」という。）における研修教育は、実践的な農業の技術力と経営力を備え、効率的かつ安定的な農業経営を行い、即戦力として活躍できる農業者を育成するために、必要な取組を行うこととする。特に、県立農業大学校において農業の先進技術や農業経営等を学ぶ場を「みやざきアグリビジネス創生塾」と位置づけ、学生のみならず農業者、営農指導員等の農業技術者にも門戸を広げ、体系的なカリキュラムの実施により、研修教育機能を充実する。

(1) 学生等のニーズに応じた研修教育の実施

県立農業大学校の入学学生は非農家出身者や非農業系高校卒業者、県外出身者が増加しており、卒業後に雇用就農する学生が増加している。また、みやざき農業実践塾（県立農業大学校農業総合研修センターが実施する研修。就農希望者が、施設内のハウス等を利用して就農に必要な実践的な知識・技術を習得する。）の研修生についても年齢、経歴等が多様化していることを踏まえ、学生や研修生のニーズやレベルに応じた研修教育を実施するとともに、大型特殊免許をはじめ就農後に必要となる資格の取得の機会を提供する。

(2) 実践力が高まる研修教育の実施

栽培知識・技術の取得を基礎とした上で、先進的な農業経営者等による出前授業、長期現場実習、農業法人や民間企業、試験研究機関等の先端的な機械等を活用したスマート農業技術に関する研修及び実習、生産計画から販売までを体験する「アグリカレッジひなた^{※7}」、国際水準GAPの実践等、就農後の実践力が高まる研修教育手法を一層充実させるとともに、そのための機械設備の導入や施設の整備を進める。また、農業経営、スマート農業技術、労働安全、農業版BCP等リスクマネジメント、働き方改革を含めた労務管理等、農業経営者や法人で中核を担う農業者になるために必要な資質に関する教育を実施する。

さらに、みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業や環境負荷低減に資する生産技術に関する実践的な教育を実施する

(3) 指導職員の指導力向上及び外部講師の活用

指導職員の指導力向上のための研修計画の下で体系的な研修を実施し、当該計画の評価を行いながら指導職員の資質向上を図る。また、民間の農業経営者教育機関や他産業の経営知識・経験を有する者と連携し、経営関連科目の教育水準の向上に努めるとともに、先進的な農業経営者や他産業の経営者、財務・会計の専門家等の外部講師の活用をさらに進める。

(4) 農業者研修教育の高度化

県立農業大学校は、専修学校として研修教育施設としての一層の高度化を進めるとともに、みやざき農業実践塾をはじめとした農業総合研修センターにおけるリカレント研修のさらなる充実を図る。

2 就農支援の取組の推進等

(1) 就農支援の取組強化

県立農業大学校等は、卒業後に就農する学生等を増加させるために、指導職員や就農コーディネーターによる就農相談等を行うとともに、普及センター等の関係機関との連携を一層緊密にし、就農支援の取組を強化する。特に、農業法人等への雇用就農が増加していることから、農業法人等に関する就農情報の体系的な収集・提供、法人の労働環境や経営状況等を鑑みた就農相談や学生と農業法人等とのマッチングを充実する。

(2) 学生や研修生に対する就農への意識付け

学生や研修生に対して、就学初期から定期的な就農相談、先進農家等におけるインターンシップや交流等を通じて就農への意識付けを行う。

(3) 卒業生へのフォローアップ

就農の促進や地域への就農後の定着が図られるよう、普及センター等の関係機関と連携・役割分担の下、卒業生の定期的なフォローアップを行い、卒業生の状況に応じた支援等を実施する。

3 農業高校等の生徒への研修機会の提供等

県立農業大学校は、農業高校や普通高校等（以下「農業高校等」という。）の生徒へ農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、普及指導員や農業高校等と連携し、農業高校等の生徒に対する高度な研修機会の提供、先進的な農家や農業法人の見学、講演を受ける機会の提供、学校農業クラブ活動の支援等の取組を促進する。

併せて、これらの活動を円滑に進めるとともに相互の指導力向上を図るため、指導職員と農業高校等教職員との交流・連携強化に努める。

4 社会人等への研修機会の提供等

県立農業大学校等は、幅広い世代の就農希望者や新規就農者等が、栽培、病害虫、土壌・肥料、スマート農業、有機農業を含む環境保全型農業やGAP等の農業技術や大型特殊免許をはじめ、就農後に必要となる資格の取得、簿記、マーケティング、労務管理等の農業経営に係る研修を受けられるよう研修の機会を提供する。

(1) 幅広い世代の就農希望者への研修機会の提供

学生以外の、社会人を含む幅広い世代の就農希望者が、技術や知識を体系的に習得できるよう、農業大学校における「みやざきアグリビジネス創生塾」や農業総合研修センターにおけるリカレント研修、みやざき農業実践塾において研修の機会を提供する。

(2) 新規就農者等の定着を図る取組

新規就農者の定着を図るため、新規就農者の相談・支援等に係る情報を関係機関全体で共有し、技術向上等のキャリアアップや経営管理能力等の向上を支援する研修を実施するとともに、大型特殊免許をはじめ、必要となる資格取得等の機会提供などを、関係機関等と連携・役割分担の上、実施する。

5 県立農業大学校等の学生等以外の就農希望者に対する研修の補完

市町村や農業協同組合等が運営する研修農場、先進的な農業者や農業法人、農業団体等の就農トレーニング施設などの農業大学校等以外の場で研修を受けている者が、農業大学校等において補完的に研修を受けることを希望する場合には、普及センターや関係団体等と検討を行い、必要に応じて研修の機会を提供する。

6 先進的な農業者等による外部評価の実施

外部評価は、原則として農業大学の農学科及び畜産学科で実施する研修教育のコース（教育課程）を対象とし、就農者の増加や農業者の経営発展に資する研修教育について、先進的な農業者、卒業生、関係機関等を含む委員による評価を行う。また、県立農業大学のPR、学生や研修生の募集活動、就農支援活動、指導職員の資質向上の取組等についても評価を行う。

外部評価の結果は、翌年以降の教育計画に反映し、研修教育の内容等の改善を行う。

なお、外部評価の実施方法については、「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成25年3月文部科学省生涯学習局まとめ）も参考にする。

第6 その他協同農業普及事業の運営

1 海外技術協力への対応

諸外国からの普及事業関係職員の研修等への協力を努める。

2 その他

県は農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した普及事業の見直しに取り組む。

【用語説明】

※1 アグリフードチェーン

生産から消費にかかる供給連鎖（サプライチェーン）への積極的な情報技術の導入による最適化に加え、本県農産物の価値や生産者の思いを消費者まで届ける仕組み。

※2 スペシャリスト機能

高度な専門技術・知識によって、地域の課題等に対応する技術体系の構築及び普及や、農業者の経営支援等を行う機能。

※3 産地のプロデュース機能

農業者、農業者団体、試験研究機関に加え、生産資材の製造・流通、農産物・食品の生産・製造・加工・流通に係る事業者、消費者など食料の生産から消費に至る各段階の関係者など多様な関係者の有機的な連携の構築や地域の合意形成の促進等を行うコーディネート役を担うことを通じて産地をプロデュースする機能。

例えば、実需者と連携して商品性の高い新たな作物の生産を行うことやスマート農業技術を活用して生産性の高い農業経営を行うなど、産地が新しい価値を創造していくための支援を行うこと。

※4 みやぎきアグリプレーヤー

担い手（農業経営者）に農業法人等の雇用人材を加えた、農業に携わる多様な人材に対する造語。

※5 生産支援組織

農業生産の各工程における作業の一部を生産者から受託する組織。

※6 スマート生産基盤

技術・生産環境・生産体制によって最適化した農業生産基盤を意味する造語。

※7 アグリカレッジひなた

県立農業大学校において取り組む、会社経営に関する基礎知識の修得を目的とした模擬会社。学生自らが出資し、学生主体となり生産から販売まで一連の経営を行う。

別表

1 “農の魅力を生み出す”人材の育成と支援体制の構築

| 区分 | 取組内容 |
|---------------------------|---|
| 次代を担うみやざきアグリプレーヤー※4の確保・育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・就農希望者に対する関係機関と連携した円滑な就農支援 ・地域計画の担い手不在農地情報等に基づき、市町村と連携して企業の農業参入に向けた地域の合意形成の支援 ・地域の主要な品目や畜種における、研修教育施設、生産組織等と連携した新規就農者の受入れ及び育成システムの確立に対する支援 ・新規就農者の経営の早期確立及び安定化に向けた指導體制の構築及び関係機関等と連携した技術・経営指導 ・認定農業者や農業法人等の経営改善計画の実践に対する技術・経営指導 ・県農業経営相談所等の活用や関係機関・団体と連携した、法人化、事業承継や経営改善等の伴走支援 ・青年農業者（SAP等）の課題解決や、女性農業者のネットワーク構築・活動を支援 |
| 産地サポート機能を有する新たな体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業支援サービス事業者（農業公社・集落営農法人等）の育成及びサービス活用体制構築の支援 ・部会組織と連携した経営資源・技術承継体制構築の支援、承継コーディネーターとの連携や中古資産評価システムを活用した事業承継の支援 ・雇用関係コーディネーターとの連携による法人の雇用ニーズの把握と雇用マッチング体制構築の支援、適切な労務管理や多様な人材確保に向けた助言 |

2 “農の魅力を届ける”みやざきアグリフードチェーンの実現

| 区分 | 取組内容 |
|----------------------|--|
| スマート生産基盤※6の確立による産地革新 | <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業技術の現地実証及び最新の情報による地域に応じた新たな技術体系の確立及び普及、農業者の育成 ・スマート農業機器を活用した農業支援サービスを行う事業者への技術・経営支援 ・地域計画の実現や担い手への農地の集積・集約に向けた合意形成の支援 ・耕種における大規模経営体等を中心とした分業体制の構築に向けた地域への理解醸成 ・県産飼料の生産・利用拡大に向けたコントラクター等の育成支援 ・スマート農業技術の導入や畑かん活用等による生産性向上（耕種・畜産）の取組支援 ・母牛の生産性向上及び子牛の発育改善・肥育牛の早期出荷技術の確立・普及 ・需要に応じた加工・業務用の野菜及び果樹の生産・供給体制の確立に向けた技術指導 ・共同作業や拠点工場を核とした効率的な茶の生産・製造体制の構築に向けた助言・指導 ・試験研究との連携による気候変動・環境負荷低減に対応した高度な技術の確立・普及 |
| 産地とマーケットをつなぐ流通構造の変革 | <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の出荷規格や箱規格の見直しにかかる栽培方法の検討等の支援 ・スマート農業技術を活用した出荷予測データ等による産地の取組支援 ・新たなブランド認証等を活用した産地づくりの支援 |
| 産地と流通の変革を生かした販売力の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・みやざきLFPを核とする新ビジネス創出による産地づくりや農産物の高付加価値化に取り組む農業者等の技術・経営支援 ・輸出先における残留農薬基準等の規制や実需者ニーズに対応した生産技術指導 |

3 “農の魅力を支える”力強い農業・農村の実現

| 区分 | 取組内容 |
|----------------------|--|
| 次世代に引き継ぐ魅力あふれる農山村づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の実情に合わせた省力化技術や、収益を高めるための技術体系の確立・普及 ・「特定地域づくり事業協同組合」の設立や農業分野での活用に対する助言 ・鳥獣被害防止対策の重点現地支援地区等への助言・指導 |
| 持続的で安全・安心な農業・農村づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・耕畜連携の強化による堆肥等有機資源の有効利用の推進や堆肥の化学肥料代替や堆肥散布体制の構築に向けた実証 ・天敵等を活用した環境負荷低減技術の確立・普及 ・畜舎等における野生動物の侵入防止対策や飼養衛生管理基準の遵守指導 ・農作業安全等の農業生産工程管理（GAP）の実践支援 ・有機農業の先進農家の栽培技術や研究機関と連携した新技術の確立・普及 |